

農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日

宮崎市長 戸敷 正

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ・赤江 地区 [赤江]
- ・赤江南方 地区 [赤江]
- ・鏡洲 地区 [木花]
- ・浮田 地区 [生目]
- ・生目 地区 [生目]
- ・長嶺 地区 [生目]
- ・柏原 地区 [生目]
- ・跡江基盤整備 地区 [生目]
- ・田野町鹿村野 地区
- ・田野町北 地区
- ・田野町東 地区
- ・田野町西 地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 2 7 年 9 月 2 9 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区名	経営体数	法人	個人	集落営農 (任意組織)	計
赤江			22		22
赤江南方		1	21		22
鏡洲			10		10
浮田		2	20		22
生目			13		13
長嶺			13		13
柏原			9		9
跡江基盤整備		1	23		24
田野町鹿村野			21		21
田野町北		3	57		60
田野町東		4	103		107
田野町西		2	60		62

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地区名				担い手の確保状況
赤江	鏡洲	生目	田野町鹿村野	担い手は十分確保されている
田野町北	田野町東	田野町西		
赤江南方	浮田	長嶺	柏原	担い手はいるが十分ではない
跡江基盤整備				

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針		
浮田	担い手の分散錯圃解消に協力する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
跡江基盤整備	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圃解消に協力する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
田野町鹿村野	田野町西	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
田野町北	農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圃解消に協力する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
田野町東	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
赤江	赤江南方	鏡洲	未定
生目	長嶺	柏原	

6 地域農業の将来のあり方

地区名	取組事項
赤江	<ul style="list-style-type: none"> 担い手が現在の農業経営を維持することを基本とし、農地が空く場合には話し合いにより対応する。 地域の野菜による食育等の取組を検討する。
赤江南方	<ul style="list-style-type: none"> 担い手が現在の農業経営を維持することを基本とし、将来的な担い手への農地の集積、集約に向け、話し合いを継続する。
鏡洲	<ul style="list-style-type: none"> 担い手が現在の農業経営を維持することを基本とし、将来に向けて話し合いを継続する。
浮田	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の分散錯圃の解消及び新規参入の促進に努める。
生目	<ul style="list-style-type: none"> 担い手が現在の農業経営を維持することを基本とし、農地が空く場合には話し合いにより対応する。
長嶺	<ul style="list-style-type: none"> 受託組合の設立に向けて話し合う。 新規参入の促進を図る。
柏原	<ul style="list-style-type: none"> 担い手が現在の農業経営を維持することを基本とし、農地が空く場合には話し合いにより対応する。
跡江基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 農地の有効利用
田野町鹿村野	<ul style="list-style-type: none"> 生産品目の明確化

地区名	取組事項
田野町北	<ul style="list-style-type: none"> ・生產品目の明確化 ・複合化 ・6次産業化、 ・高付加価値化 ・新規就農の促進
田野町東	<ul style="list-style-type: none"> ・生產品目の明確化 ・複合化 ・6次産業化、 ・高付加価値化
田野町西	<ul style="list-style-type: none"> ・生產品目の明確化 ・新規就農の促進

文書取扱 農政部農政企画課担い手対策係
電話0985-21-1785